

摂津市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）の趣旨に鑑み、大阪府地域住宅計画に基づき本市に存する既存木造住宅（国、都道府県又は市町村等が所有する木造住宅を除く。）の耐震改修を行う当該既存木造住宅の所有者等に対し、予算の範囲内において、摂津市木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、住宅の耐震改修を促進し、もって地震による人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ一戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅に該当するもの（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であること。）をいう。
- (2) 耐震診断 耐促法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第2条第4号に規定する耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定することをいう。なお、判定の方法は、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）」とする。
- (3) 耐震改修技術者 次に掲げる建築技術者をいい、その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含むものとする。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震診断及び補強方法」に関する講習会の受講修了者で、かつ建築士法第2条第1項に規定する建築士
 - イ 公益社団法人大阪府建築士会主催の「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」の受講修了者で、かつ受講修了者名簿に登録されている者
- (4) 耐震改修 耐震改修計画又は耐震改修工事をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震診断の結果、総合評価における上部構造評点（以下「数値」という。）を次の数値以上に高めるための計画で、耐震改修技術者が作成したもの。
 - ア 数値1.0未満の木造住宅に対し、1.0以上に高める計画
 - イ 数値1.0未満または耐震性が不足すると市長が認める木造長屋住宅における一部住戸に対し、公的機関の試験等によりその性能が確認されている耐震シェルターを設置し、居住空間の耐震性を確保する計画
- (6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき、耐震改修技術者による工事監理が行われる工事をいう。

- (7) 除却工事 建設業者が行う工事で、耐震性が不足すると市長が認める木造住宅の全部を除却する工事をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、本市に存する住宅で、次の各号のいずれの要件にも該当するもの及びこれに準ずるものとして市長が適当と認めるものとする。ただし、既にこの要綱に基づき、補助金の交付を受けたものを除く。

- (1) 原則として、法の規定に適合し、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築された木造住宅であること。
- (2) 所有者が現に居住又はこれから居住しようとするもの
- (3) 前号の規定にかかわらず、除却工事にあつては、所有者が現に居住若しくは使用している、又はこれから居住若しくは使用しようとするもの
- (4) 耐震診断の結果、総合評価における上部構造評点が数値1.0未満であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条に規定する補助対象建築物を所有する個人であること。
- (2) 補助金の交付申請時の直近における年間の課税所得金額（補助対象者の属する世帯の全員の課税所得金額を合算した額。）が5,070,000円未満の者であること。
- (3) 除却工事については、第1号の規定にかかわらず資産の額（預貯金、有価証券（申請時の評価概算額）が1,000万円以下であること。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用は、耐震改修に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 耐震改修計画の設計に要する費用（耐震シェルターを除く。）
- (2) 耐震改修工事に要する費用（当該耐震改修工事に必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）
- (3) 除却工事に要する費用

(補助金の額等)

第6条 耐震改修に対する補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とする。

- (1) 前条第1号にかかる補助金の額は、耐震改修計画の設計に要する費用の7割とする。ただし、限度額は1棟当たり100,000円とする。
- (2) 前条第2号にかかる補助金の額は、1棟当たり700,000円を限度額とする。ただし、補助対象者の属する世帯の月額所得（世帯員の合計所得金額から地方税法第314条の2に規定する障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、配偶者控除額及び扶養控除額を差し引いた金額を合算し、その金額を12で除した額をい

う。)が214,000円以下の場合、1棟当たり900,000円とする。

(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、補助対象者が既存住宅の耐震改修をした場合に、当該補助対象者の所得税額から特別控除される額

(4) 前条第3号に係る補助金の額は、1棟当たり400,000円(長屋又は共同住宅にあっては、1戸当たり400,000円として算出して得た額とし、上限を800,000円とする。なお除却工事に要する費用が400,000円未満の場合は、その額とする。)を限度額とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事にあつてはあらかじめ耐震改修計画の案を策定し、必要書類を添えて市長と協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 前条に規定する事前協議を経て、申請者は、耐震改修に係る計画設計及び耐震改修工事または除却工事(以下「耐震改修工事等」という。)に着手する前に、必要書類を添えて市長に交付申請しなければならない。ただし、申請の期限は当該年度の1月末日までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(耐震改修の着手)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該通知を受け取った日から30日以内に耐震改修工事等に着手するものとし、着手したときは直ちに着手届を市長に届け出なければならない。

(変更及び中止の届出)

第11条 補助決定者は、第8条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付の決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助決定者は、やむを得ない理由により耐震改修工事等を中止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による耐震改修工事中止の届出が受理されたときは、第9条の規定による補助金の交付の決定は、取り消されたものとみなす。

(中間検査)

第12条 補助決定者は、市長が次に掲げる指定する工程において、現地（耐震改修工事が行われている場所をいう。以下同じ。）での確認を受けなければならない、必要書類を添えて、中間検査を市長に申請しなければならない。

(1) 基礎の配筋が完了し、コンクリート打設を行う前（基礎の耐震改修工事が含まれる場合に限る。）

(2) 補強した部分（内部及び接合部分を含む。）が目視で確認できる時期

2 市長は、前項の申請のあった日からおおむね4日以内に、現地において中間検査を行うものとする。ただし、市長は、前項の規定により提出された必要書類等により、当該耐震改修工事が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合で、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、書面等による検査に代えることができる。

3 市長は、前項の中間検査について、その全部又は一部を委任又は委託により行わせることができる。

(完了報告)

第13条 補助決定者は、耐震改修工事等が完了したときは、完了した日から起算して15日以内又は当該会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領したときは、当該完了報告の内容を審査し、耐震改修工事等が適正に行われたと認める場合、補助金の額を確定し、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、必要書類を添えて、市長に当該通知に定める補助金の交付確定額を請求するものとする。

2 補助決定者が、前項の補助金交付の請求をするにあたり、その請求および受領を耐震改修工事を行った施工業者（以下「耐震事業者」という。）に委任する場合は、前項に加え、代理受領に係る委任状（様式第14号）を添付しなければならない。この場合において、前項中「補助決定者」とあるのは「耐震事業者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、当該請求の内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市長は、当該補助決定者に対し、通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、市長は、当該補助決定者に対し、期限を定めて補助金の返還を命じることができる。

(指導及び助言)

第17条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るために、補助決定者に対し、必要な報告を求め、指導及び助言をすることができる。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

摂津市木造住宅耐震改修補助金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、摂津市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

第18条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議時の必要書類)

第2条 要綱第7条に規定する協議をしようとする者は、摂津市木造住宅耐震改修補助金申請に係る事前協議書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長と協議するものとする。

- (1) 建築年月日が確認できる書類（例：確認済証、検査済証、登記事項証明書、固定資産税納税通知書）
- (2) 建物現況図（位置図、配置図、平面図）
- (3) 耐震診断報告書
- (4) 耐震改修計画書（計画平面図、補強計画図、使用材料の資料、認定書等）
- (5) 耐震改修工事後の平面図
- (6) 効果判定書（改修工事後の耐震診断の数値が1.0以上に高まることがわかるもの）
- (7) 耐震改修計画設計費の見積書
- (8) 工事詳細見積書（耐震改修工事とその他の工事に要する工事費がわかるもの）
- (9) 建築物の所有者がわかる書類（例：登記事項証明書、固定資産税納税通知書）
- (10) 住民税決定証明書
- (11) 住民票の写し
- (12) 除却工事にあつては、第4号、第5号、第6号及び第7号は除くものとし、当該申請に係る木造住宅の所有者の資産に関する誓約書（様式第17号）を添付
- (13) 耐震シェルターにあつては、第6号及び第7号は除くものとする。
- (14) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付申請時の必要書類)

第3条 要綱第8条に規定する補助金の交付申請は、摂津市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事前協議書 一式
- (2) 耐震改修技術者であることを証する書類
- (3) 建築物の所有者が複数あるときは、申請者以外の者の同意書（ただし、同一世帯人の場合は除く。）
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第4条 要綱第9条に規定する補助金の交付を決定したときは、摂津市木造住宅耐震改修補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により交付する旨当該申請者に対し通知するものとする。なお、市長が不交付を決定したときは摂津市木造住宅耐震改修補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により交付できない旨当該申請者に対し

し通知するものとする。

(着手届の提出)

第5条 要綱第10条に規定する着手の届出は、摂津市木造耐震改修（計画設計及び工事）着手届（様式第4号）により行うものとする。

(工事の変更及び中止の手続)

第6条 要綱第11条第1項に規定する変更の申請は、摂津市木造住宅耐震改修補助に係る変更承認申請書（様式第5号）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 変更工事詳細見積書

(2) 変更内容がわかる書類

2 同条第2項に規定する変更申請を承認したときは、摂津市木造住宅耐震改修補助に係る変更承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

3 同条第3項に規定する耐震改修工事の中止の届出は、摂津市木造住宅耐震改修補助に係る中止届（様式第7号）により行うものとする。

(中間検査申請時の必要書類)

第7条 要綱第12条第1項に規定する中間検査の申請は、摂津市木造住宅耐震改修補助に係る工事中間検査申請書（様式第8号）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 耐震改修工事工程及び写真

(2) その他市長が必要と認める書類

(完了報告時の必要書類)

第8条 要綱第13条に規定する完了報告は、摂津市木造住宅耐震改修補助に係る工事完了報告書（様式第10号）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 摂津市木造住宅耐震改修補助に係る工事監理報告書（様式第9号）

(2) 耐震改修工事後の平面図（軽微な変更・修正があった場合）

(3) 耐震改修工事工程及び写真

(4) 耐震改修計画設計費用及び耐震改修工事費用に係る請求書又は領収書の写し

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 要綱第14条に規定する補助金の額の確定通知は、摂津市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(補助金請求時の必要書類)

第10条 要綱第15条第1項に規定する補助金の請求は、摂津市木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第12号）及び口座振込依頼書（様式第13号）に耐震改修計画設計費用及び耐震改修工事費用に係る領収書の写しを添えて行うものとする。

(補助金の交付の取り消し)

第11条 市長は、要綱第16条第2項の規定による補助金の交付決定を取り消したときは、摂津市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により

補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 要綱第16条第3項の規定による補助金の返還命令は、摂津市木造住宅耐震改修補助金返還命令書(様式第16号)により行うものとする。

附 則

この細則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。